1. 対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所

1. 対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所

1.1 対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所

福井市

1.2 代表者の氏名

福井市長　東村新一

1.3 主たる事務所の所在地

福井県福井市大手３丁目10番１号

2.　対象事業の名称

2. 対象事業の名称

2.1 対象事業の名称

福井市新ごみ処理施設整備事業

3.　対象事業の目的及び内容

3. 対象事業の目的及び内容

3.1 対象事業の種類

ごみ焼却施設

3.2 対象事業の目的

現在、福井市（以下「本市」という。）のごみ処理は、区域によって、その処理施設が分かれており、福井・美山区域の燃やせるごみは福井市クリーンセンター（焼却処理）及び県外民間処分場（最終処分）で、燃やせないごみは福井坂井地区広域市町村圏事務組合で、越廼・清水区域の燃やせるごみ及び燃やせないごみは鯖江広域衛生施設組合で行っている。

その内、福井市クリーンセンターについては、平成３年４月の稼働から29年が経過し、その間、排ガス高度処理設備等の改修（平成12～14年度）や、長期稼働に伴う老朽化対応としてボイラ水管の修繕（平成19～20年度）及び監視システムの更新（平成20～21年度）を行ってきている。さらに「福井市クリーンセンター長寿命化計画（平成22年11月策定)」に基づく基幹的設備の大規模改修工事（平成23～26年度）を行い、施設の延命化（改修後11年間稼働）を図っているが、計画では令和７年度までの稼働予定となっており、新たなごみ処理施設等の整備に向けて、具体的な検討を進める時期にきている。

また、本市では、平成28年度に策定した「第七次福井市総合計画」において、「環境にやさしい持続可能なまちをつくる」を政策の一つに掲げており、その中で環境負荷低減や廃棄物の３Ｒ（発生抑制、再使用、再生利用)、資源物及び廃棄物の適正処理の取組みを推進している。

これらのことから、本事業は、本市における長期的な視点に立ったごみの適正処理を維持するため、燃やせるごみの焼却処理を行う福井市新ごみ処理施設を整備することを目的とする。

3.3 対象事業の規模

処理能力　275t/日

対象事業の規模等の概要は、上位計画（「新ごみ処理施設整備基本計画」（平成31年２月　福井市）（以下「基本計画」という。））において定められており、廃棄物焼却施設の処理能力は275t/日とされている。

福井県環境影響評価条例における第一種事業の要件は、ごみ焼却施設で処理能力100t/日以上であるため、これを上回る。

3.4 対象事業の内容

3.4.1 対象事業実施区域

新ごみ処理施設の対象事業実施区域は、上位計画（新ごみ処理施設整備基本構想（平成28年３月　福井市）（以下「基本構想」という。））及び基本計画や配慮書への意見、方法書以降に実施した対象事業実施区域の地質調査結果及び造成計画を踏まえ、図 3.4-1のとおりとした。なお、対象事業実施区域の範囲の変更の検討経緯は「9.環境保全措置の内容　9.1.2 対象事業実施区域の範囲」に、方法書からの範囲との比較は同項目の図9.1-3に記載した。

住所：福井県福井市寮町地内

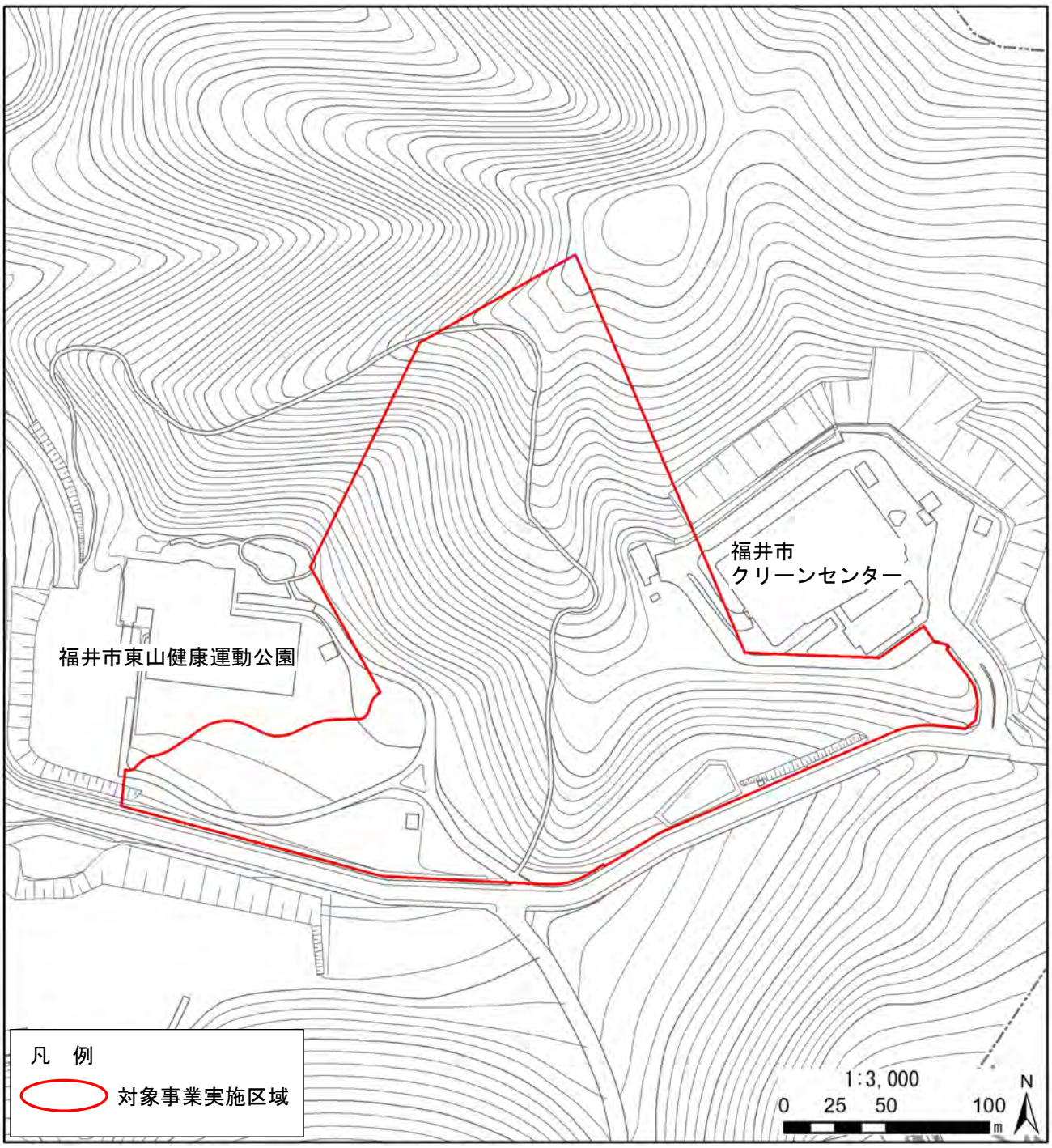

図 3.4-1　対象事業実施区域

3.4.2 対象事業実施区域の選定の経緯

基本構想の策定にあたり、建設候補地に関する条件として表 3.4-1に示す５つの項目を定め、事業性、経済性、安全性とともに、周辺や地域の環境面への配慮を踏まえ候補地の検討を行った。

表 3.4-1　建設候補地に関する条件

項　目	建設候補地に関する条件
ア　建物面積	・新ごみ焼却施設の面積は、プラントメーカーへのアンケート調査結果より、約6,000㎡ とする。
イ　収集運搬	・ごみの収集運搬効率がよく、ごみの収集運搬車両数に見合うとともに、収集運搬車両の大型化に対しても、道路の新設あるいは改修を必要としない、若しくは比較的経済的に新設あるいは改修を実施することが可能な場所とする。
ウ　用地条件	・防災面に配慮するため、自然災害の危険性がある地域（地滑り防止区域、急傾斜地崩落危険区域及び活断層等）は避ける。 ・自然環境を保全するため、自然公園地域、自然環境保全地区（鳥獣特別保護区など)、風致地区等には設けない。 ・農業振興地域内の農用地や保安林の指定されている場所は避ける。
エ　周辺条件	・騒音、振動、悪臭等の影響を及ぼさないように敷地面積を十分確保できる場所とする。 ・日照障害や電波障害を及ぼさない場所とする。 ・電力、電話、水等の設備の整備が困難でない場所とする。 ・学校、幼稚園、保育園及び病院等に近接していない場所とする。
オ　将来計画と土地利用	・周辺地域の発展等将来の状況変化に対して支障のない場所とする。

その結果、上記の条件を満足しているとともに、既存施設や敷地を利用した一体的な整備ができること、市有地であり用地の取得の必要が無いこと、市街地から近く道路が整備されており収集運搬の効率がよいこと、東山健康運動公園プールを有効利用できるとの理由から、現在の福井市クリーンセンター西側の隣接地を建設候補地として選定した。

3.4.3 環境影響の範囲

本事業による環境影響の範囲（環境影響を受けるおそれがあると認められる地域の範囲）は、ごみ処理施設（焼却）という事業特性を踏まえ、特に広域的に影響が生じると想定される煙突排ガスによる大気質の影響が大きくなると想定される地域を包含する範囲として、次の点を勘案し、対象事業実施区域の中心から半径約3.0kmの範囲とする。

・廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査に関して技術的な事項を取りまとめた「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年９月　環境省）において、煙突排ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね２倍を見込んだ範囲を設定する方法が示されている。

・本施設の近傍に位置する福井市クリーンセンターについて、昭和62年３月の環境影響評価調査報告書の中で排ガスの予測を行っている。処理能力は本施設よりも大きい施設（当時計画で345t/日）であり、現地の気象データに基づく最大着地濃度地点は1.5kmとなっている。したがって、大気質の影響範囲については、安全側の観点から福井市クリーンセンターでの最大着地濃度地点（1.5km）の２倍とし、3.0kmとする。

・その他の項目は、水質については建設工事に伴う排水が流入する最寄河川（荒川合流点）までの距離が約２km、動植物、景観、人と自然との触れ合い活動の場の調査範囲については、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル〔１〕（平成11年11月、面整備事業環境影響評価研究会)」においてそれぞれ、動植物が200m、景観が３km、人と自然との触れ合い活動の場が500m程度とされている。

・以上のことから、環境影響の範囲については、最も影響範囲が広い大気質及び景観の範囲を踏まえ、対象事業実施区域の中心から半径約3.0kmの範囲とする。

凡　例

対象事業実施区域

市町界

環境影響の範囲

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「越前森田」「丸岡」「福井」「永平寺」を使用し、1:50,000の縮尺に編集したものである。

1:50,000

0　0.5　1　2　km

N

図 3.4-2　環境影響の範囲

3.4.4 工事着手予定

工事着手予定は以下に示すとおりである。

令和３年度（2021年度）：造成工事
令和４年度（2022年度）：建設工事

3.4.5 供用開始予定

供用開始予定は令和８年度（2026年度）とする。

3.4.6 施設計画

施設計画として、施設概要、環境保全目標及び環境配慮の方針を以下に示す。

(1) 計画施設の概要

1) 将来のごみ処理体制

本市の将来のごみ処理体制は図 3.4-3に示すとおり、以下の体制とする。

- 広域体制を見直し、鯖江広域衛生施設組合（鯖江クリーンセンター）における処理から撤退する。
- 燃やせるごみ及び燃やせる粗大ごみについて、福井市全域を処理対象とした「新ごみ処理施設」を整備する。
- 燃やせないごみについては、福井坂井地区広域市町村圏事務組合（広域圏清掃センター）での処理を継続する。

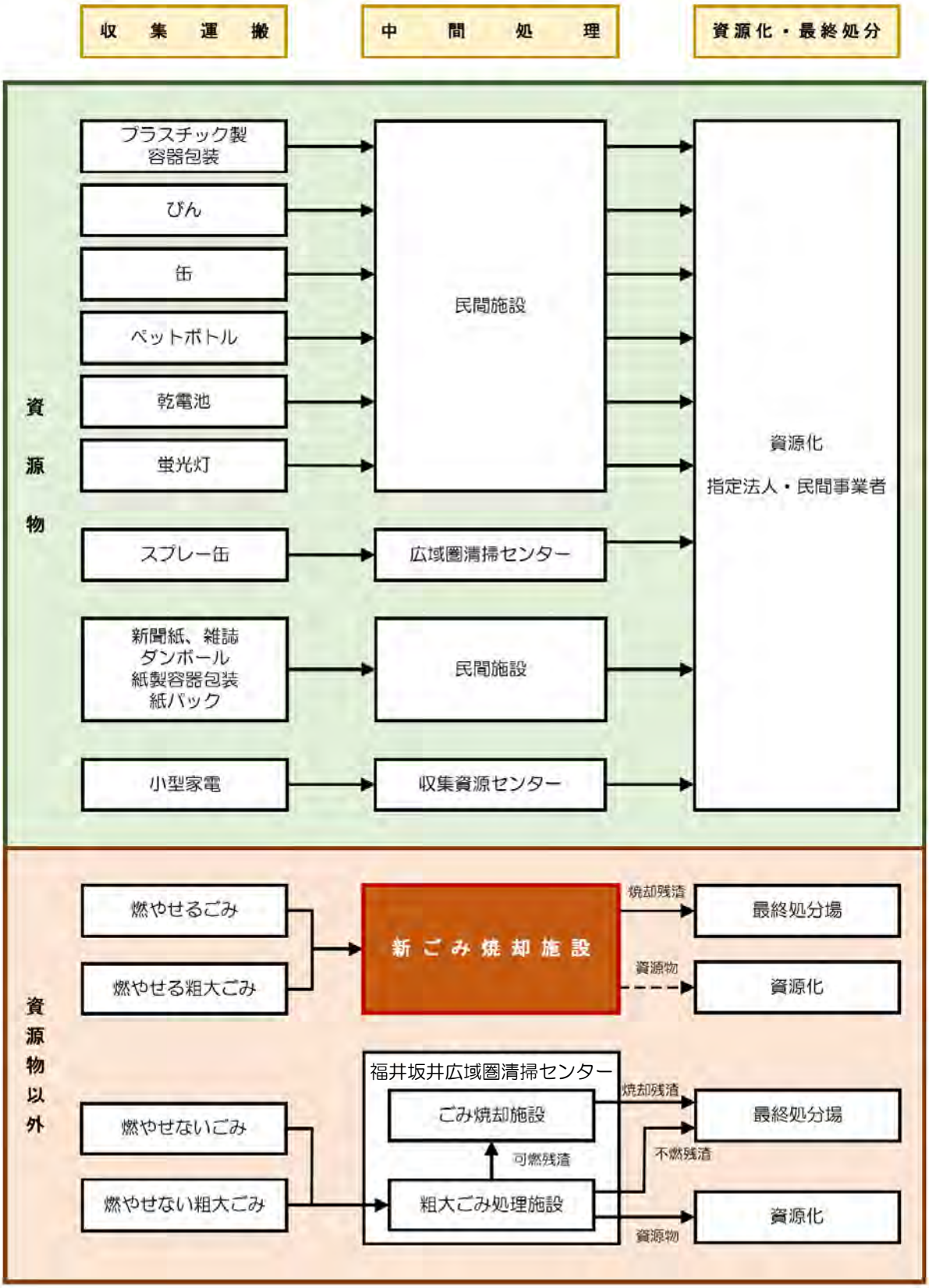

図 3.4-3　将来のごみ処理体制

2)　新ごみ処理施設整備の基本方針

基本構想及び基本計画において、新たに整備するごみ処理施設の整備に係る基本方針を以下のとおり定めている。

(a) 基本方針１　環境にやさしい市民に親しまれる施設

・環境汚染物質の発生を抑制し、周辺環境への負荷を低減する施設とする。
・温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化の防止に寄与する施設とする。
・地域の発展に寄与し周辺地域の景観と調和が取れた、市民に親しまれる施設とする。

(b) 基本方針２　循環型社会の形成に寄与する施設

・３Ｒの取組等、環境学習機能を備え、「おとましい」を行動に移す市民を育む施設とする。
・エネルギーを効率的に回収し、有効利用を図る施設とする。

(c) 基本方針３　安全で災害に強い施設

・耐震性や耐久性を有する、最新のごみ処理技術を導入し、災害発生時にも運転が可能な施設とする。
・災害で発生した臨時的なごみにも対応可能な処理機能を有した施設とする。

(d) 基本方針４　経済性・効率性に優れた施設

・施設の整備から運営・維持管理等のライフサイクルコストの低減を図る施設とする。
・安定的な運転管理が容易に行える施設とする。

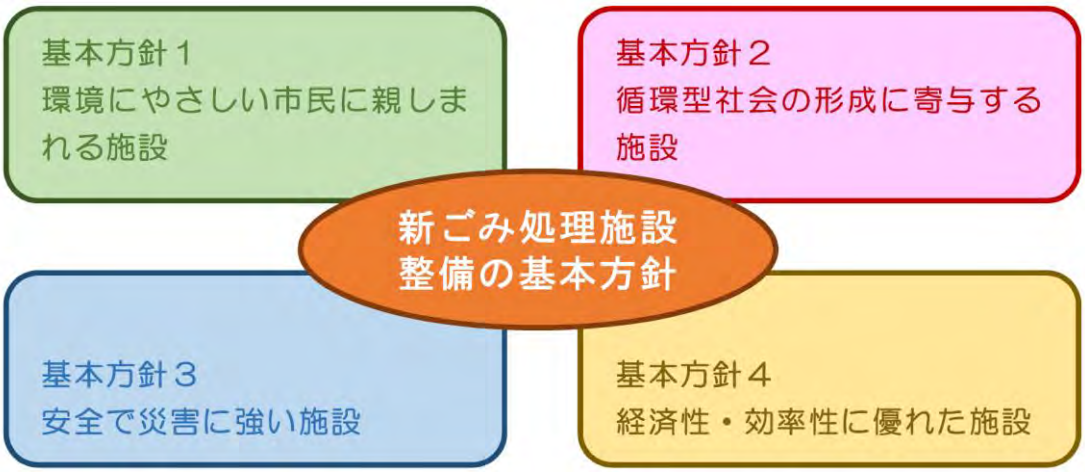

図 3.4-4　新ごみ処理施設整備の基本方針

3) 新ごみ処理施設

施設規模、処理対象ごみ、計画ごみ質、処理方式については、基本構想及び基本計画を踏まえ、基本設計で最新のごみ量等を精査しており、以下の内容とする。

なお、施設規模は、可能な限りの分別の徹底やごみのさらなる減量化に向けた各種施策の実行に努めることを前提としたものであり、ごみの減量化を最大限考慮したごみ排出量を基に設定した値である。今後、整備・運営事業の発注までの過程において、最新のごみ量等を精査し、可能な限り処理能力を小さくするよう努めていく。

(a) 施設規模

新ごみ処理施設の施設規模は、表 3.4-2に示すとおりである。

施設が供用を開始する令和８年度におけるごみの排出量の予測を行い、その排出量を適正に処理できる施設規模を算定した。さらに、災害が発生した場合の災害廃棄物の処理を考慮した余裕率（災害ごみ処理余裕率）を見込むこととし、新ごみ処理施設の施設規模は275t/日とした。

表 3.4-2　新ごみ処理施設の施設規模

項　目	単　位	内容
焼却処理対象物量	t／年	67,006
粗大ごみ	t／年	約1,200
施設規模	t／日	250
災害ごみ処理余裕率	%	10
必要施設規模	t／日	275

(b) 処理対象ごみ

新ごみ処理施設の処理対象ごみは、表 3.4-3に示すとおりである。

表 3.4-3　新ごみ処理施設の処理対象ごみ

項　目	処理対象ごみ
燃やせるごみ	生ごみ、紙おむつ、紙・布類、木くず、紙くず、皮革・ゴム類、廃プラスチック類、し渣等
燃やせる粗大ごみ	家具、布団、じゅうたん、たたみ等
小型動物	―
古紙類[注]	一般持込分（ダンボール、新聞紙、雑誌）

注：古紙類については、焼却処理は行わず、回収し古紙回収業者へ搬出する。

(c) 計画ごみ質

新ごみ処理施設の計画ごみ質は、表 3.4-4に示すとおりである。

ごみ質は、現施設である福井市クリーンセンター及び鯖江クリーンセンターのごみ質（平成20～30年）を基に算出した。

表 3.4-4　新ごみ処理施設の計画ごみ質

項　目	単　位	計画ごみ質		
		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
水　分	%	56.31	47.09	38.46
灰　分	%	5.44	5.61	5.06
可燃分	%	38.25	47.30	56.48
低位発熱量	kJ/kg	5,750	9,200	11,500
単位容積重量	kg/m^3	245	180	115

(d) 処理方式

処理方式については、基本構想において、焼却ストーカ方式、焼却流動床方式、溶融シャフト炉方式、溶融流動床炉方式の４方式から検討のうえ選定することとしていた。その後、基本計画において、４方式について中間処理性、環境性、循環型社会性、安全性、経済性などから総合的に評価し、焼却ストーカ方式とした。なお、環境性についてみると、排ガス量や温室効果ガスの発生量が少ないことから焼却ストーカ方式が最も優位であった。新ごみ処理施設の処理方式は、図 3.4-5に示す焼却ストーカ方式とする。

なお、処理方式の検討経緯は「9.環境保全措置の内容　9.1.4 処理方式の選定」に記載した。

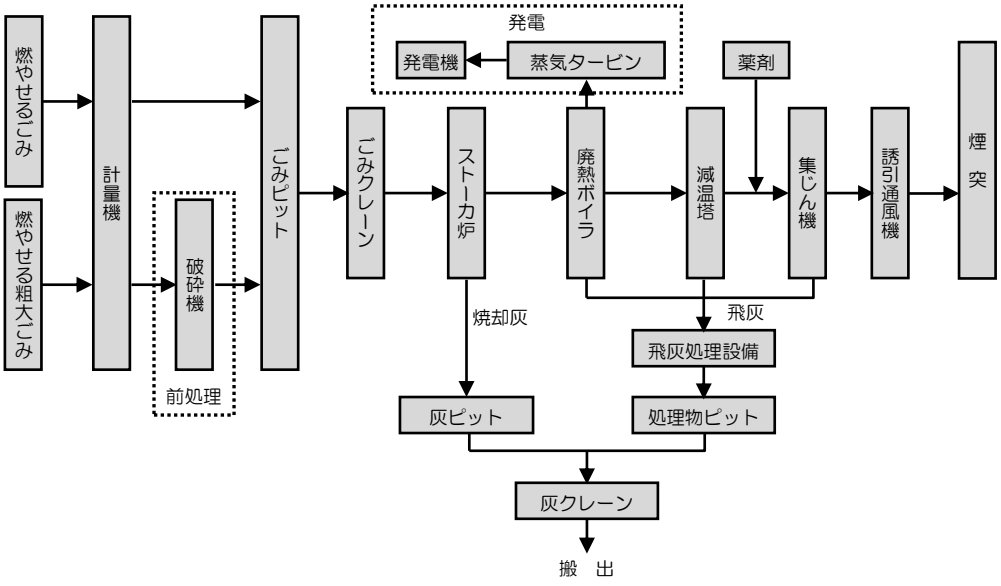

図 3.4-5　焼却ストーカ方式の処理フローシート

(2) 施設配置計画

新ごみ処理施設の施設配置計画は、図 3.4-6に示すとおりである。

施設内の主要な建築物等として、工場棟とその他（煙突、排水槽、オイルタンク）等がある。また、構内道路、駐車場、調整池等を整備する計画である。これらの配置については、日常の車両や職員の動線を考慮して合理的に配置し、定期補修整備等の際に必要なスペースの用意や、機器の搬出入口への容易な接近についても検討し、さらに、造成範囲の最小化と周辺からの景観面に配慮した。

このほか、対象事業実施区域内及び現施設を集水域とする降雨を調整するため、南西側に調整池機能を有する緑地を整備する。

なお、施設配置の検討経緯は「9.環境保全措置の内容　9.1.1 複数案からの絞り込みの考え方」に記載した。

(3) 建築計画

新ごみ処理施設の建築計画は表 3.4-5に、立面図は図 3.4-7に示すとおりである。

煙突高さは80mである。

なお、煙突高さの検討経緯は「9.環境保全措置の内容　9.1.1 複数案からの絞り込みの考え方」に記載した。

表 3.4-5　建築計画

項目		面積・高さ等	備考
工場棟	建築面積	約4,460m^2	
	建屋高さ	約36m	
煙突	高さ	80m	２本集合煙突

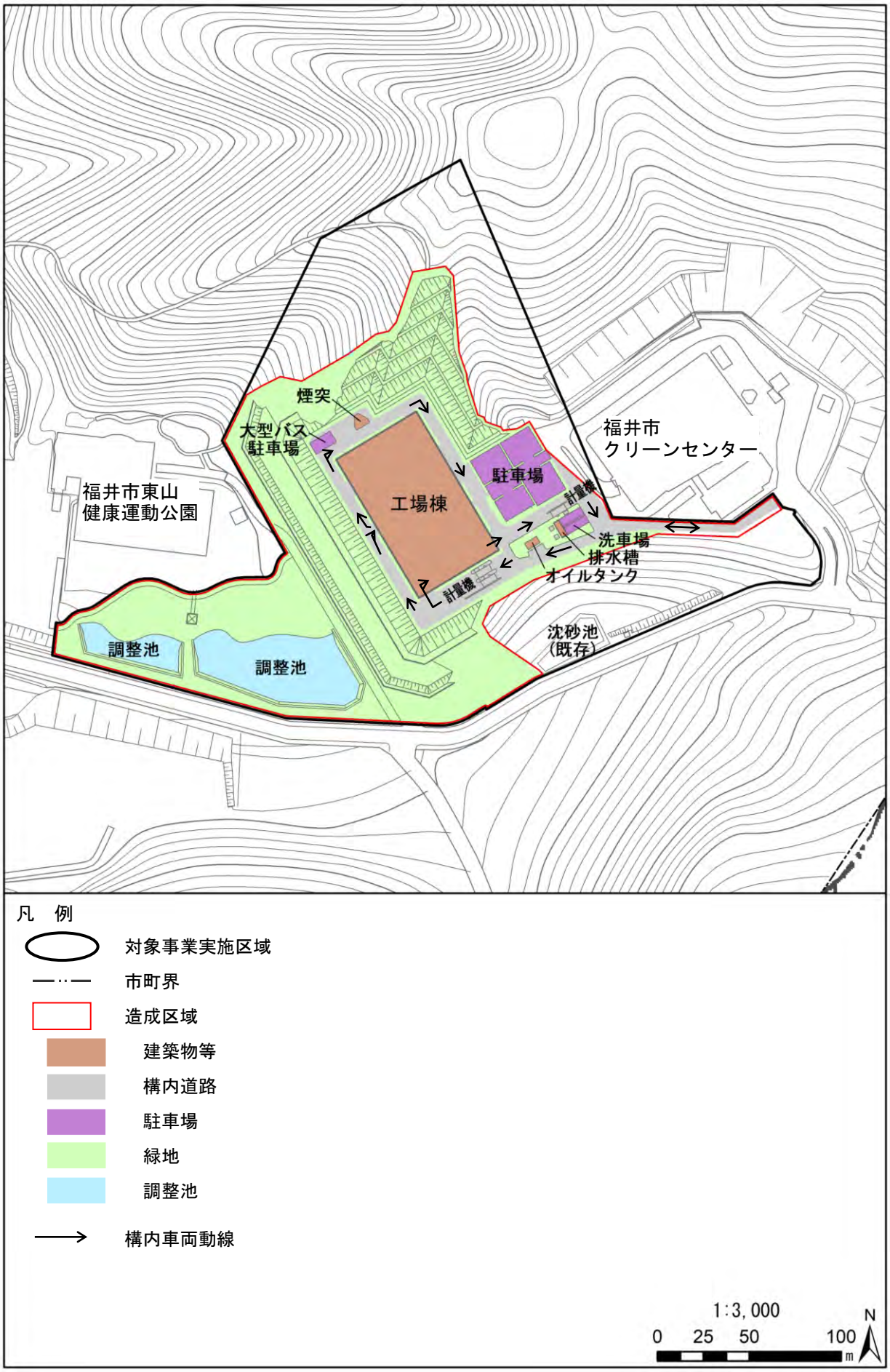

図 3.4-6　施設配置計画図

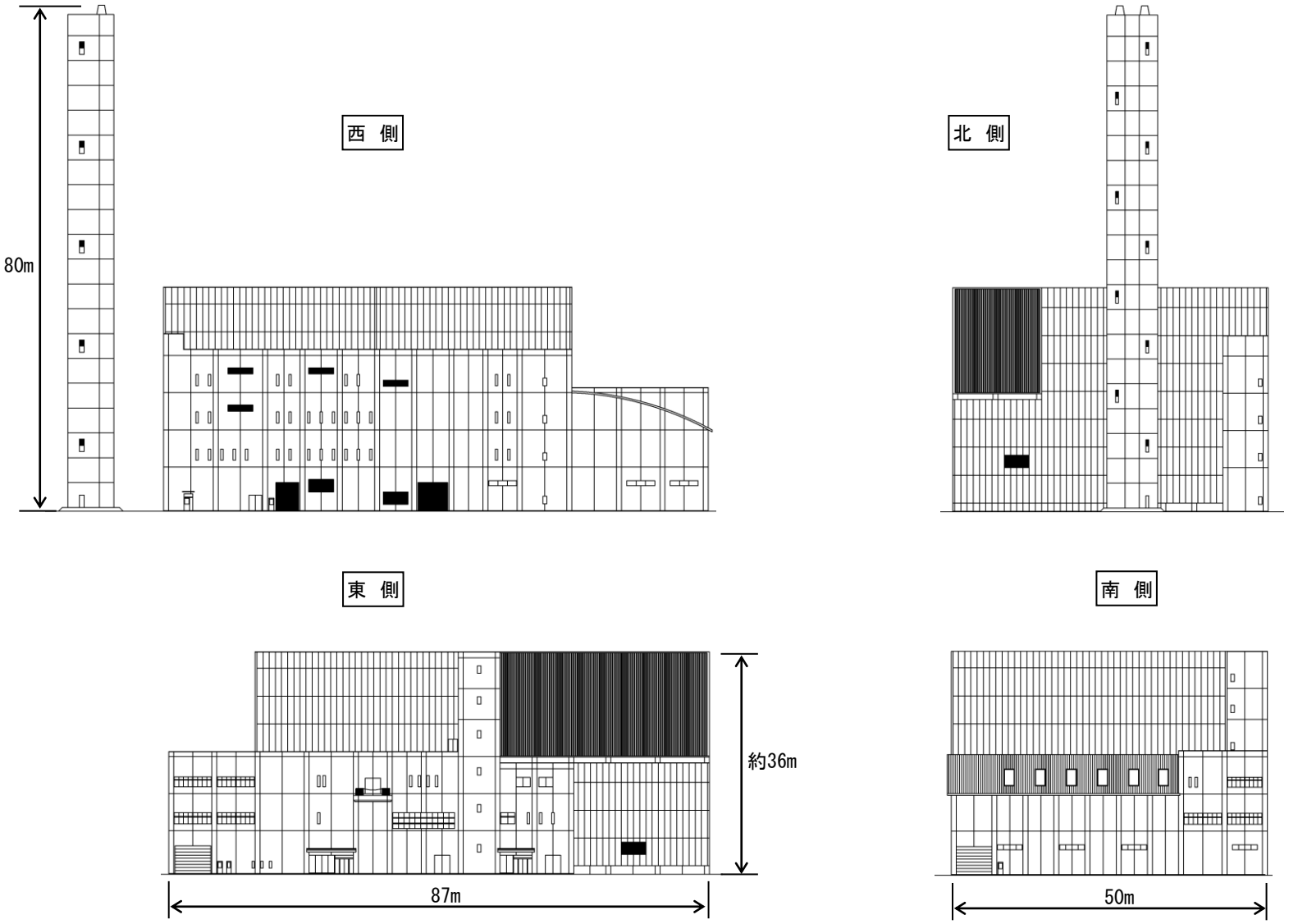

図 3.4-7　建築計画（立面図）

(4) 本事業に係る環境保全目標

本事業に係る環境保全目標は表 3.4-6に示すとおりである。

法令の基準値を順守することはもとより、特に大気質について、近年新たに規制された水銀については法令の規制値を順守し、その他の項目についてはより厳しい目標値を定めて運転管理を行う計画である。

なお、水質については、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域・下水道には放流しないクローズドシステムであるため、排水の環境保全目標は定めないこととした。

表 3.4-6(1)　本事業に係る環境保全目標（大気質）

項　　目		本事業に係る環境保全目標	法規制値等	
大気質（排出ガス）	ばいじん（g/m^3_N）	0.008	0.04以下	大気汚染防止法（４t/時以上の廃棄物焼却炉）
	塩化水素（HCl）（ppm）	25	約430以下（700mg/m^3_N以下）	大気汚染防止法（廃棄物焼却炉）
	硫黄酸化物（SO_x）（ppm）	25	K値＝7.0	大気汚染防止法
	窒素酸化物（NO_x）（ppm）	50	250以下	大気汚染防止法（連続炉）
	水銀（$\mu g/m^3_N$）	30	30以下	大気汚染防止法（廃棄物焼却炉）
	ダイオキシン類（$ng\text{-}TEQ/m^3_N$）	0.05	0.1以下	ダイオキシン類対策特別措置法（４t/時以上の廃棄物焼却炉）

表 3.4-6(2)　本事業に係る環境保全目標（騒音、振動）

項　目	時間帯	本事業に係る環境保全目標（デシベル）	法規制値等（デシベル）	
騒音（敷地境界）	６：00～８：00	55	60以下	福井市公害防止条例（その他の区域）
	８：00～19：00	60	65以下	
	19：00～22：00	55	60以下	
	22：00～６：00	55	55以下	
振動（敷地境界）	８：00～19：00	60	65以下	福井市公害防止条例（その他の区域）
	19：00～８：00	55	60以下	

表 3.4-6(3)　本事業に係る環境保全目標（悪臭）

項　　目		本事業に係る環境保全目標	法規制値等	
悪臭（敷地境界）	臭気指数	12	15	福井市公害防止条例（その他の区域）

(5) 施設の供用に係る環境保全措置・環境配慮方針

施設の供用に係る環境保全措置及び環境配慮方針について整理を行った。

なお、環境保全措置及び環境配慮方針それぞれの位置付けを以下に示す。

環境保全措置：本事業の特性を踏まえ重要なもの、又は、影響が小さいとは言えないなど予測・評価結果を受けて実施するもの。

環境配慮方針：本事業において影響の回避・低減のため事業計画段階において実施することとしている取組み。

1) 環境保全措置

本事業の供用に係る環境保全措置を表 3.4-7に示す。

表 3.4-7 施設の供用に係る環境保全措置

環境要素	区分	内容	実施方法
大気質	施設の稼働	自主基準値の遵守	ごみ焼却処理により発生する煙突排ガスについては、関係法令による排出基準と同等又はさらに厳しい自主基準値を設定し、これを遵守する。
温室効果ガス等	施設の稼働	熱エネルギーを最大限回収する	「福井市環境基本計画」に示す基本方針「温室効果ガスの排出を減らし、気候変動の影響に適応した社会づくりを進める」ことに留意し、熱エネルギーを最大限回収して、発電や場内利用等に活用する。
		蒸気の熱供給等	現施設と同様に、健康運動公園のプールへの熱供給を行い、また、健康運動公園への電気の供給及びその他周辺住民の要望等を踏まえた熱エネルギーの利用方法等を検討する。

2) 環境配慮方針

本施設の供用に係る環境配慮方針を表 3.4-8に示す。

表 3.4-8(1) 施設の供用に係る環境配慮方針

環境要素	区分	内容	実施方法
大気質	施設の稼働	適切な排ガス処理設備の設置	適切な排ガス処理設備を設置し、大気汚染物質の発生抑制を図る。
		定期点検の実施	各設備における定期点検を実施し、正常運転、適正な維持管理を行う。
		排ガスの常時監視等	排ガスの常時監視、法規制に基づく定期的な測定を実施し、適正な管理を行う。
		粉じん対策	粉じんが発生する箇所や機械設備には、集じん設備や散水設備を設けるなど、粉じん対策を講じる。
		安定燃焼の確保	燃焼温度（850℃以上）、ガス滞留時間（２秒以上）等の管理により、安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の発生抑制を図る。
		ダイオキシン類対策	ダイオキシン類は、バグフィルタ等による排出抑制を行う。
		ばいじん対策	ばいじんは、バグフィルタによって捕集する。
		硫黄酸化物・塩化水素対策	硫黄酸化物及び塩化水素は、有害ガス除去設備によって吸着除去する。
		窒素酸化物対策	窒素酸化物は、燃焼管理による発生抑制と無触媒脱硝設備によって分解除去する。
	施設利用車両の走行	搬入時間の分散	施設利用車両が一定時間に集中しないように搬入時間の分散を行う。
		アイドリングストップ、エコドライブ	不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。
		施設利用車両の整備、点検	施設利用車両の整備、点検を徹底し、整備不良等による排ガス性能の低下を防止する。
騒音	施設の稼働	低騒音型機器の選定	低騒音型の機器を選定するほか、必要に応じて防音構造の室内に収納し、内壁に吸音材を施工する。
		屋外機器への消音器や防音ルーバの設置	大型の復水器や冷却塔などの屋外機器は、必要に応じて消音器や防音ルーバを設置する。
		送風機類への消音器の設置	送風機類の空気取入れ口等には、必要に応じて消音器を設置する。
		遮音性の高い外壁の採用	外壁に遮音性の高い壁材を採用する。
		距離による減衰	可能な限り敷地境界までの距離をとり、距離による減衰を図る。
		設備機器類の建屋内配置	設備機器類は建屋内への配置を基本とする。
		自動開閉扉の設置	プラットホームの出入口に自動開閉扉を設置し可能な限り閉鎖する。
		設備機器の整備、点検	設備機器の整備、点検を徹底する。
	施設利用車両の走行	場内の徐行	場内の車両の走行は徐行とする。
		搬入時間の分散	施設利用車両が一定時間に集中しないように搬入時間の分散を行う。
		アイドリングストップ、エコドライブ	不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。
		施設利用車両の整備、点検	施設利用車両の整備、点検を徹底する。

表 3.4-8(2)　施設の供用に係る環境配慮方針

環境要素	区分	内容	実施方法
振動	施設の稼働	低振動型機器の選定	低振動型の機器を選定する。
		頑丈な基礎に据え付け	振動源となる機器は、コンクリート床等の頑丈な基礎に据え付ける。
		独立基礎や防振装置等の対策	特に振動が大きな機器は、独立基礎や防振装置等の対策を行う。
		振動伝搬防止対策	機器から振動の影響を受けるダクトや配管は、振動伝搬防止対策を行う。
		距離による減衰	可能な限り敷地境界までの距離をとり、距離による減衰を図る。
		設備機器の整備、点検	設備機器の整備、点検を徹底する。
	施設利用車両の走行	場内の徐行	場内の車両の走行は徐行とする。
		搬入時間の分散	施設利用車両が一定時間に集中しないように搬入時間の分散を行う。
		アイドリングストップ、エコドライブ	不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。
		施設利用車両の整備、点検	施設利用車両の整備、点検を徹底する。
低周波音	施設の稼働	低騒音、低振動型機器の選定	低騒音、低振動型の機器を選定し、低周波音の発生抑制を図る。
		設備機器の整備、点検	設備機器の整備、点検を徹底する。
		苦情発生時の適切な対策検討	低周波音に係る苦情が発生した場合には、聞き取りや現場の確認、測定の実施などにより低周波音の発生状況を的確に把握し、適切な対策を検討のうえ実施する。
悪臭	施設の稼働	自動開閉式の扉やエアカーテン等の設置	プラットホーム出入口は、自動開閉式の扉やエアカーテン等を設置する。
		室内の負圧保持	ごみピット、プラットホーム内の空気を炉内へ吸引し、室内を負圧に保つことにより臭気の漏洩を防ぐ。
		消臭剤噴霧による消臭の実施	プラットホーム等に消臭剤噴霧による消臭を実施する。
		前室等の設置	ホッパーステージやプラットホームと居室との出入口は、前室を設け、前室は強制的に正圧とし、扉は気密性の高い仕様にする。
		高気密性	ごみピットを高気密の躯体区画とするほか、ごみクレーン操作室、見学者ホールは、気密性の高い仕様とする。
		脱臭設備の設置	焼却炉の停止中は、ごみピット内等の空気を脱臭設備に通し、屋外に排出する。
動物	敷地の存在	改変面積の最小化	改変面積の最小化に努める。
		法面等の緑化	法面等の緑化により改変区域の一部の樹林地の回復に努める。
		採餌環境の創出	法面等の緑化に際し、周辺植生の再生や食餌樹木の植栽等により鳥類の採餌環境を創出する。
		クローズドシステムの採用	生活排水及びプラント排水ともに公共用水域には放流しないクローズドシステムを採用する。
		沈砂機能を有する調整池の設置	沈砂機能を有する調整池を設置し、一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に放流する。
		建物の外観デザインや照明設備の配慮	建物の外観デザインや野外照明の配光、照度等について動物へ配慮した設計を行う。
植物	敷地の存在	台風や集中豪雨等の対応	台風や集中豪雨等が予想される場合には、適切に仮設沈砂池に集水できるよう対応する。
		改変面積の最小化	改変面積の最小化に努める。
		法面等の緑化	法面等の緑化により改変区域の一部の樹林地の回復に努める。
		外来種の侵入防止	法面等の緑化には在来種を採用する。なお、侵略的外来種侵入防止のため、成長の速い種の配植に努める。
		クローズドシステムの採用	生活排水及びプラント排水ともに公共用水域には放流しないクローズドシステムを採用する。

表 3.4-8(3)　施設の供用に係る環境配慮方針

環境要素	区分	内容	実施方法
生態系	敷地の存在	台風や集中豪雨等の対応	台風や集中豪雨等が予想される場合には、適切に仮設沈砂池に集水できるよう対応する。
		改変面積の最小化	改変面積の最小化に努める。
		法面等の緑化	法面等の緑化により改変区域の一部の樹林地の回復に努める。
		採餌環境の創出	法面等の緑化に際し、周辺植生の再生や食餌樹木の植栽等により鳥類の採餌環境を創出する。
		クローズドシステムの採用	生活排水及びプラント排水ともに公共用水域には放流しないクローズドシステムを採用する。
		沈砂機能を有する調整池の設置	沈砂機能を有する調整池を設置し、一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に放流する。
景観	敷地の存在及び施設の存在	建屋の大きさ等の配慮	施設の詳細な計画にあたっては、建屋の大きさや高さをできるだけ小さく抑えるように配慮する。
		形状や色彩の検討	周辺地域の景観と調和が取れた形状や色彩となるよう、周辺住民に意見も伺いながら、建築物の色調、デザイン等について検討する。
		周辺景観との調和	「福井市景観基本計画」及び「福井市景観計画」を遵守し、外観に用いる色はマンセル値による彩度６以下、無彩色は明度２以上とするなど、可能な限り周辺景観との調和が図られるよう努める。
		盛土法面への植栽	盛土法面への植栽により擁壁を遮蔽し、計画施設の圧迫感の軽減を図る。また、周辺の森林から連続した森林景観を創出し、地域景観との調和を図る。
人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在、施設の存在及び施設の稼働	自主基準値の遵守	ごみ焼却処理により発生する煙突排ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準値を遵守する。
		低騒音型・低振動型機器の選定	低騒音型・低振動型の機器を選定する。
		遮音性の高い外壁の採用	外壁に遮音性の高い壁材を採用する。
		設備機器類の建屋内配置	設備機器類は建屋内への配置を基本とする。
		自動開閉扉の設置	プラットホームの出入口に自動開閉扉を設置し可能な限り閉鎖する。
		頑丈な基礎に据え付け	振動源となる機器は、コンクリート床等の頑丈な基礎に据え付ける。
		独立基礎や防振装置等の対策	特に振動が大きな機器は、独立基礎や防振装置等の対策を行う。
		室内の負圧保持	ごみピット、プラットホーム内の空気を炉内へ吸引し、室内を負圧に保つことにより臭気の漏洩を防ぐ。
		消臭剤噴霧による消臭の実施	プラットホーム等に消臭剤噴霧による消臭を実施する。
		その他、大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭の各種環境配慮方針の実施	その他、大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭の項に示した各種環境配慮方針を実施する。
廃棄物等	施設の稼働	ごみの排出抑制の促進と焼却灰の削減	福井市資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、本市では、ごみの発生抑制や再使用の徹底と分別による資源化をごみ処理の基本的な考え方としており、この考え方の徹底を図ることで、燃やせるごみの排出抑制を促進し、発生する焼却灰の削減に配慮する。
		焼却灰の適正処理	焼却灰については、最終処分基準を設定し、飛灰に含まれる重金属類は、薬剤固化等により溶出防止の処理を行ったのち搬出を行う。

表 3.4-8(4)　施設の供用に係る環境配慮方針

環境要素	区分	内容	実施方法
温室効果ガス等	施設の稼働	省エネ性能の高い機器の選定、エネルギーの効率的利用	「福井県環境基本計画」で定める分野別施策の一つ「地球温暖化対策の推進」を図るため、施設の建設段階から、環境負荷の低減に配慮するとともに、できる限り省エネ性能の高い機器の選定を検討する。また、施設の供用においては、より効率的にエネルギーを利用するとともに、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー発電設備等の設置、雨水利用、緑化率向上、省エネ化の徹底による地球温暖化対策を極力採用する。
		廃棄物処理量の削減	廃棄物の処理を行うことが温室効果ガスを発生させることから、市民・事業者に対し、ごみの発生抑制、再利用の推進、分別による資源化を促し、廃棄物処理量の削減に努める。
		積極的な省エネルギー型設備・機器の導入	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく物品の調達等に配慮し、積極的な省エネルギー型設備・機器の導入を行う。
		助燃料の消費量の低減	ごみ質や燃焼温度の管理等を適切に行い、助燃料の消費量の低減を図る。
		整備・点検、アイドリングストップ、搬入時間の分散	施設利用車両は、整備・点検を行い、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。また、搬入時間帯等の検討により、走行する車両の分散に努める。
		省資源・省エネルギーに配慮した施設	施設を建設、改修する際には、高断熱・高効率仕様など、省資源・省エネルギーに配慮した施設となるよう、計画・設計段階から検討する。

3.4.7 土地利用計画

(1) 現況土地利用

対象事業実施区域の現況土地利用は表 3.4-9及び図 3.4-8に示すとおりである。対象事業実施区域は現在、主に自然植生又は二次林、公園植栽、法面植栽等の土地利用となっている。

表 3.4-9　現況土地利用面積

項目		面積(m²)
自然植生又は二次林		22,090
法面植栽		9,330
公園植栽		11,630
雑草地	切土	3,620
	盛土	5,340
舗装地		3,420
既設沈砂池		780
合計		56,210

(2) 将来の土地利用計画

本事業における将来の土地利用計画は、表 3.4-10及び図 3.4-9に示すとおりである。

対象事業実施区域は、造成区域と造成区域外に区分され、造成区域外については、基本的に改変は行わない計画である。

造成区域において、主要な建築物等として工場棟、その他（煙突、排水槽、オイルタンク）を配置し、また、構内道路、駐車場、調整池等を整備する計画である。また、緑地を約23,000m²程度確保する計画である。

表 3.4-10　将来の土地利用計画

項目			面積(m²)	構成比(%)
造成区域	建築物等		4,570	8.1
		工場棟	4,460	7.9
		その他(煙突、排水槽、オイルタンク)	110	0.2
	構内道路		4,550	8.1
	駐車場		1,590	2.8
	緑地		23,240	41.3
	調整池		3,370	6.0
造成区域外	現存植生		10,350	18.4
	既存舗装地		850	1.5
	既設沈砂池周辺法面		6,910	12.3
	既設沈砂池		780	1.4
合計			56,210	100.0

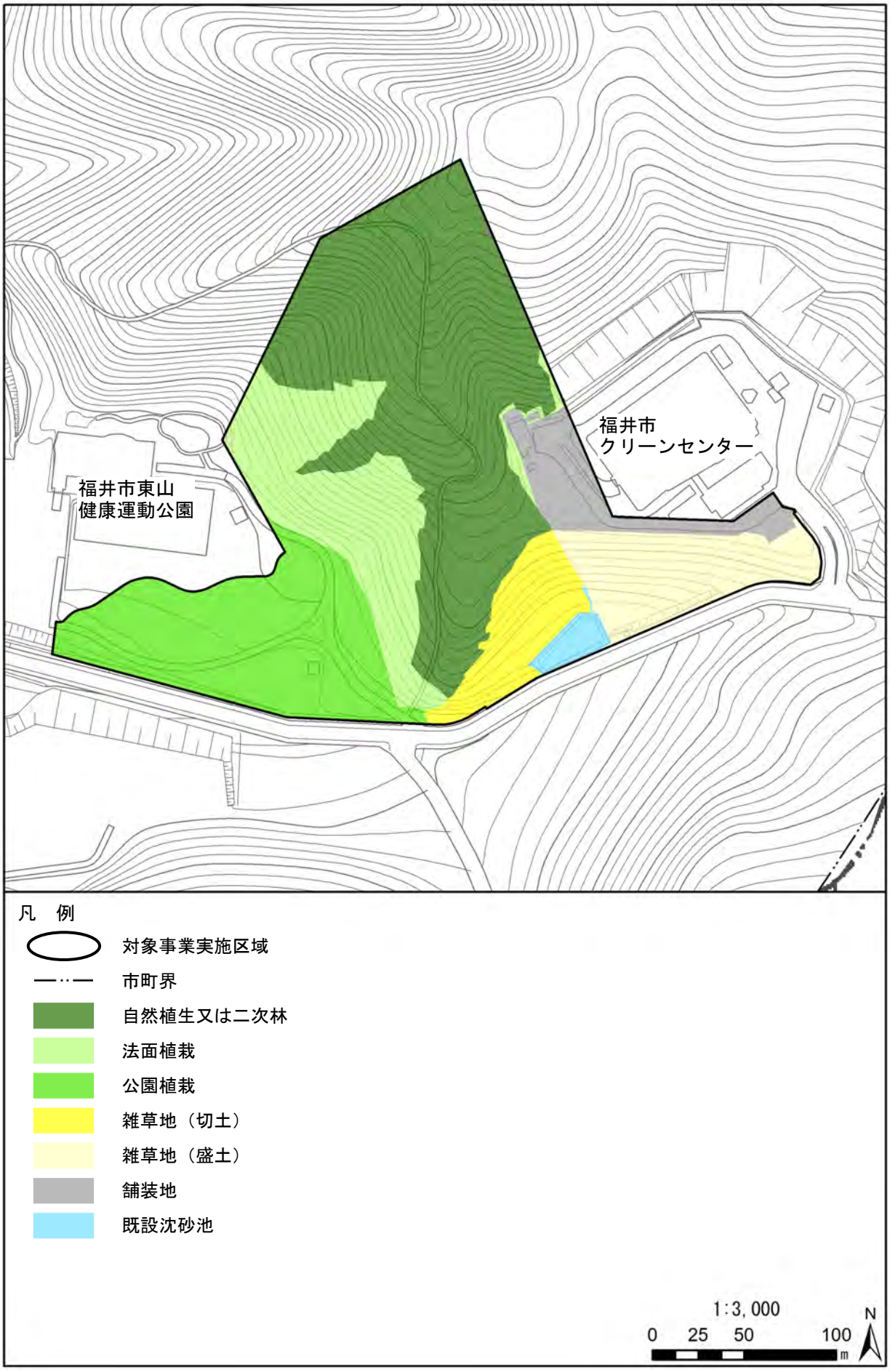
福井市
クリーンセンター
福井市東山
健康運動公園
凡　例
対象事業実施区域
市町界
自然植生又は二次林
法面植栽
公園植栽
雑草地（切土）
雑草地（盛土）
舗装地
既設沈砂池
1:3,000
0　25　50　100
m
N

図 3.4-8　現況土地利用

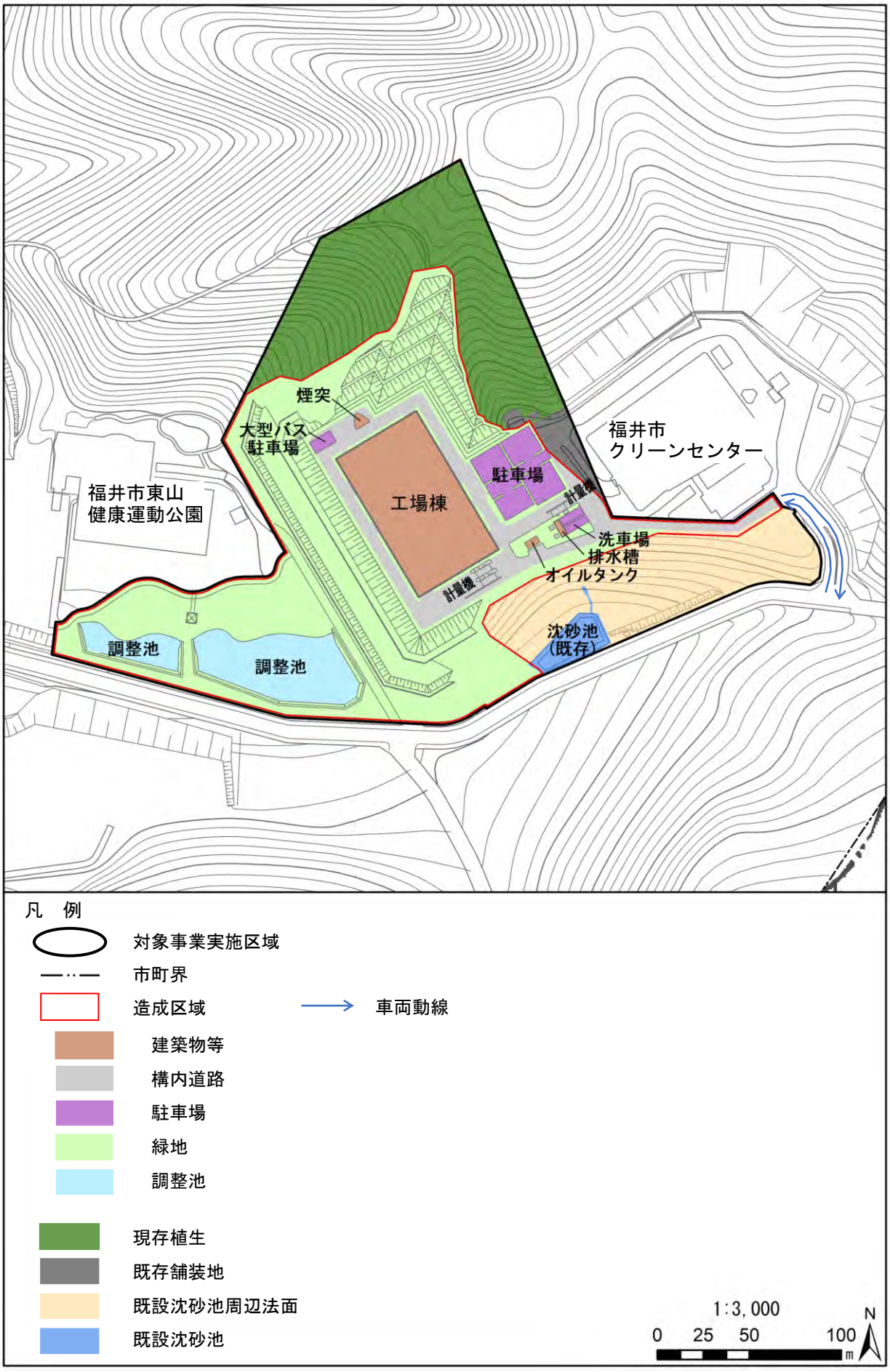

図 3.4-9　将来の土地利用計画

3.4.8 収集計画

搬入出車両の計画台数（平均）は表 3.4-11に、主要走行ルートは図 3.4-10に示すとおりである。

搬入車両の主要走行ルートは現在と同様であり、既存の道路を利用して施設にアクセスする計画としている。

表 3.4-11　搬入出車両の計画台数（平均、片道台数）

区分		平均車両台数（台/日）
搬入車両	収集可燃ごみ	79
	直接粗大ごみ（可燃）	59
	直接搬入ごみ（可燃）	75
	消石灰・セメント等	2
	その他（動物）	4
搬出車両（焼却残渣等）		2
合　　計		221

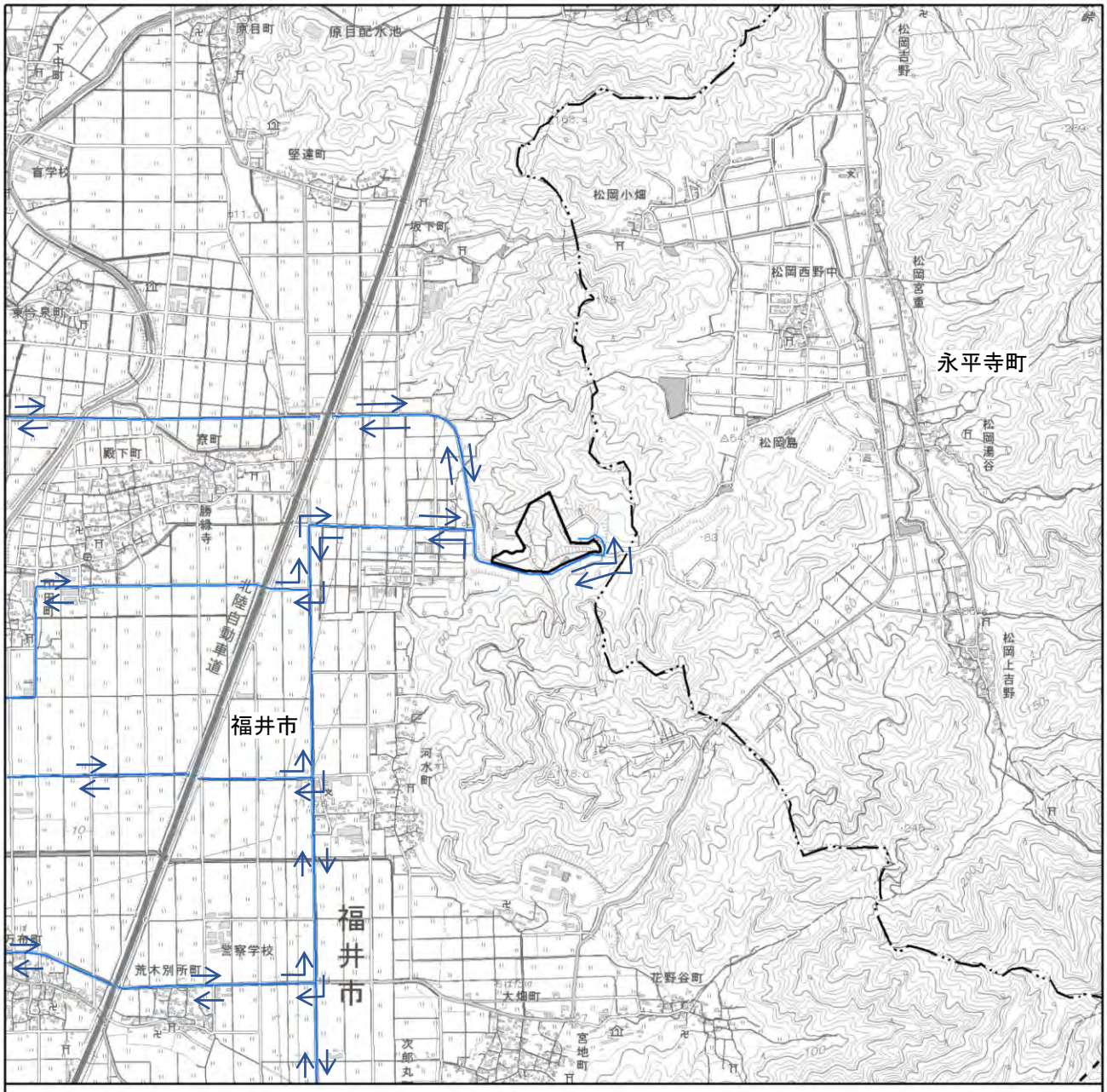

図 3.4-10　施設利用車両の主要走行ルート

3.4.9 取水計画

(1) 水源別取水量

新ごみ処理施設では、上水を約50m³/日、井水を約90m³/日程度使用する計画である。

現施設では深さ約30mの揚水井があり、年間約25,000m³の地下水を取水しており、ボイラ水や機器冷却水などに利用している。新ごみ処理施設においても同様の取水利用が見込まれるため、新たな揚水井の設置を検討する。

(2) 用途別計画給水量

新ごみ処理施設における給排水フローは、図 3.4-11に示すとおりである。プラント用水と生活用水に区分され、給水量は、プラント用水は約120m³/日、生活用水は約20m³/日程度を計画している。

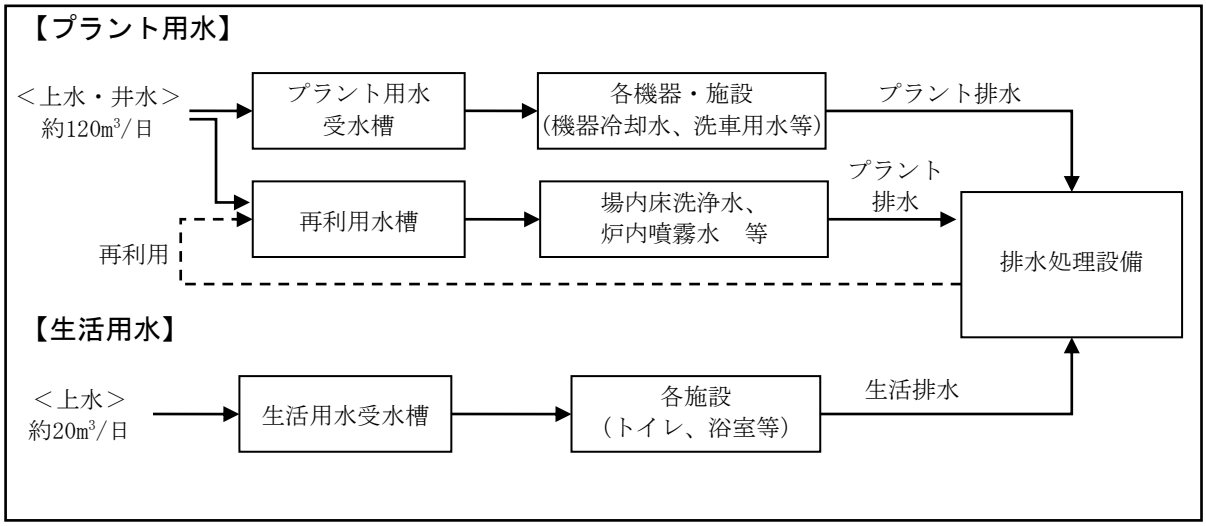

図 3.4-11　給排水フロー

3.4.10 排水計画

(1) 施設排水計画

生活排水及びプラント排水ともに公共用水域・下水道には放流しないクローズドシステムである。

(2) 雨水排水計画

新施設は、林地を造成して整備するため、林地開発・開発指導要綱等に従い、新設調整池を設置し、雨水排水を放流する。

1) 集水区域

本事業に係る集水区域面積は約12haである。

新規造成区域エリアと現クリーンセンター流域エリアの２系統に区分され、新規造成区域エリアからの排水は新設調整池を経て市道東部2-199号線歩道内の側溝に放流する。現クリーンセンター流域エリアからの排水は、既設沈砂池を経由して新設調整池へ流出させる。

2) 計画排水量

新設調整池は容量として約6,200㎥を備えるものとする。

3) 排水施設の種類

新設調整池への流入及び新設調整池からの排水は、自然放流とする。

4) 放流先

新設調整池を経て市道東部2-199号線歩道内の側溝に放流した後は、既設の側溝・水路を経て、荒川へと放流する。

3.4.11 工事計画

(1) 工事計画

工事計画は表 3.4-12に示すとおりである。

新ごみ処理施設の建設では、造成工事に約１年半、施設の建設工事に約３年半を要し、完成までに約５年間の期間を要する。なお、基本計画及び造成計画において、より熟度を増した計画に基づき詳細な検討を行った結果、方法書時点と比較して造成工事がやや短縮、建設工事がやや延長となっている。

また、主要な工事用車両ルートは、図 3.4-12に示すとおりであり、既存の道路を利用して施設にアクセスする計画としている。

表 3.4-12　工事計画

項目／期間	１年目	２年目	３年目	４年目	５年目
用地関連					
・造成工事	━━	━			
施設整備関連					
・実施設計	━━	━			
・建設工事		━━	━━	━━	━

※令和８年度（2026年度）までに稼働予定

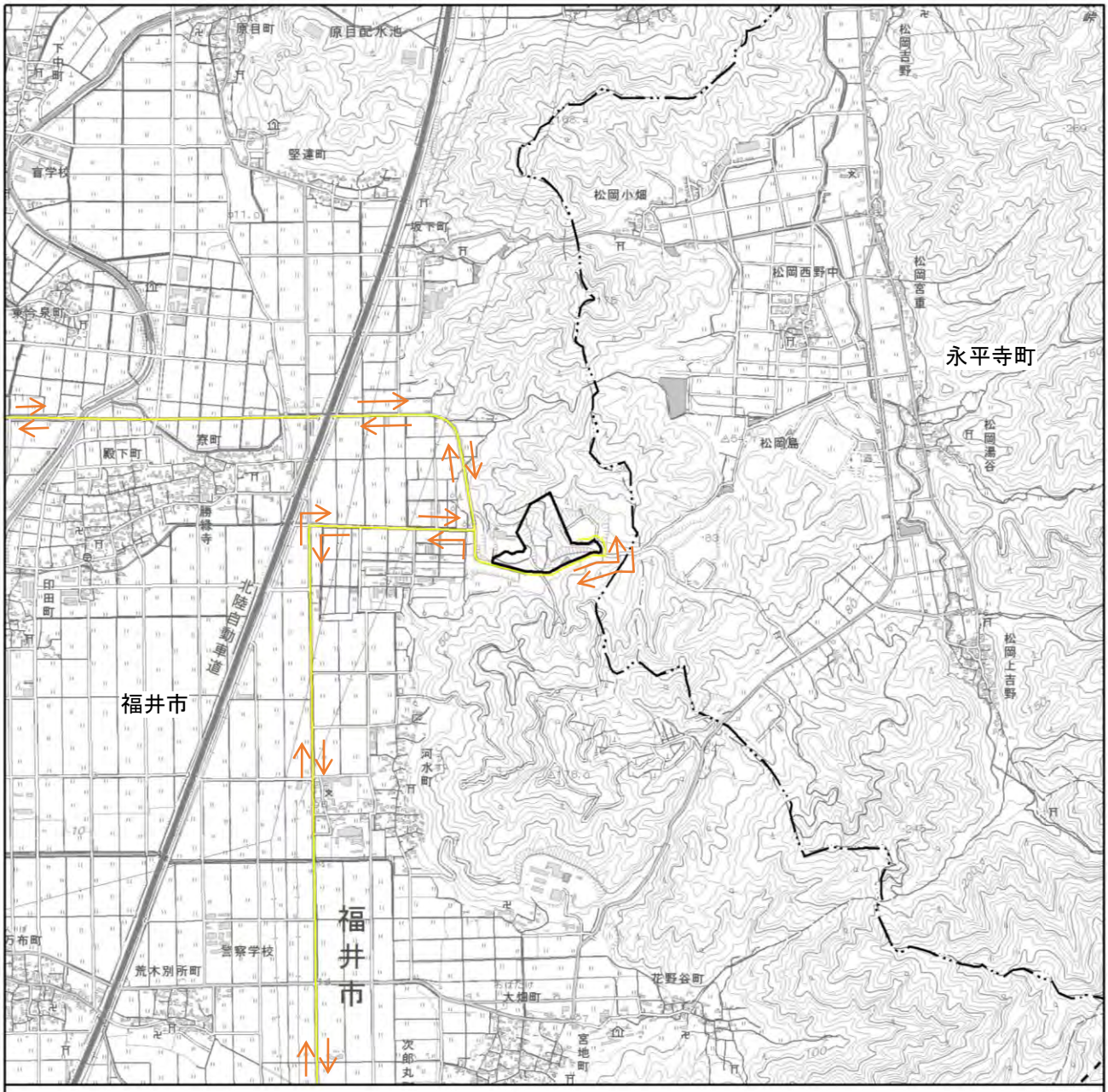

凡　例

対象事業実施区域

市町界

工事用車両の主要走行ルート

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「越前森田」「丸岡」「福井」「永平寺」を使用したものである。

1:25,000

0　0.25　0.5　1　km

N

図 3.4-12　工事用車両の主要走行ルート

(2) 工事中の環境配慮方針

工事中の環境保全措置及び環境配慮方針について整理を行った。

なお、環境保全措置及び環境配慮方針それぞれの位置付けを以下に示す。

環境保全措置：本事業の特性を踏まえ重要なもの、又は、影響が小さいとは言えないなど予測・評価結果を受けて実施するもの。

環境配慮方針：本事業において影響の回避・低減のため事業計画段階において実施することとしている取組み。

1) 環境保全措置

工事中の環境保全措置を表 3.4-13に示す。

表 3.4-13 工事中の環境保全措置

環境要素	区分	内容	実施方法
動物	建設機械の稼働	工事着手時期の配慮	工事の着手は、オオタカの敏感度が比較的低い巣外育雛期以降に行う。
		工事への馴化	施工規模を徐々に大きくする等によりオオタカの工事への馴化を促す。
		急激な視覚的変化の低減	オオタカの非繁殖期にクレーンやダンプの稼働を開始させ、急激な視覚的な変化の低減を図る。
		低騒音型機械等の採用	低騒音型機械等の環境に配慮した建設機械を採用する。
植物	掘削工事及び切土・盛土・造成工事	移植	事業による影響を受けると予測されるギンランについて、事業による影響を受けない類似の生育環境へ移植する。

2) 環境配慮方針

工事中の環境配慮方針を表 3.4-14に示す。

表 3.4-14(1) 工事中の環境配慮方針

環境要素	区分	内容	実施方法
大気質	建設機械の稼働、掘削工事及び切土・盛土・造成工事	散水、路面清掃	工事区域の散水、出口の路面清掃により粉じんの飛散を防止する。
		防じんネットや仮囲い等の設置	必要に応じて敷地境界周辺に防じんネットや仮囲い等を設置する。
		造成法面の緑化	造成法面を緑化し、裸地面積を減少させる。
		掘削土等の仮置きの養生	場内に掘削土等を仮置きする場合は、必要に応じて粉じんの飛散を防止するためにシート等で養生する。
		排ガス対策型建設機械の使用	排ガス対策型の建設機械を使用する。
		建設機械の効率的利用	工事工程等を検討し、建設機械の集中稼働を避け、建設機械の効率的利用に努める。
		アイドリングストップ	建設機械のアイドリングストップを徹底する。
		施工方法や手順等の検討	建設機械による負荷を極力少なくするための施工方法や手順等により施工する。
		建設機械の整備、点検の徹底	建設機械の整備、点検を徹底し、整備不良、劣化等による排ガス性能の低下を防止する。
	工事用車両の運行	路面清掃、工事用車両のタイヤ洗浄	工事区域出口の路面清掃、工事用車両のタイヤ洗浄により粉じんの飛散を防止する。
		残土の運搬の際の、シート被覆、洗車及び清掃等	残土の運搬の際には、必要に応じてシートで被覆を行い、また、車両のタイヤ又は車体が汚れたまま走行することがないように、適宜、洗車及び清掃等を励行する。
		低公害車両の使用	工事用車両は、可能な限り低公害車両の使用に努める。
		工事用車両台数の平準化	工事工程等を検討し、工事用車両の台数が平準化するように努める。
		アイドリングストップ、エコドライブ	不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。
騒音	建設機械の稼働	低騒音型建設機械の使用	建設機械は、低騒音型のものを使用し、工法にも留意する。
		建設機械の効率的利用	工事工程等を検討し、建設機械の集中稼働を避け、建設機械の効率的利用に努める。
		防音パネルや防音シート等による防音対策	工事区域の周囲に、防音パネルや防音シート等による、防音対策を行う。
		建設機械の整備、点検の徹底	建設機械の整備、点検を徹底する。
		アイドリングストップ	建設機械のアイドリングストップを徹底する。
	工事用車両の運行	集落周辺道路においての速度留意	工事用車両の走行に際し、集落周辺道路においては速度に留意して走行する。
		工事用車両台数の平準化	工事工程等を検討し、工事用車両の台数が平準化するように努める。
		低公害車両の使用	工事用車両は、可能な限り低公害車両の使用に努める。
		アイドリングストップ、エコドライブ	不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。
		通勤車両の相乗り	工事関係者の通勤車両台数を減らすために、通勤車両の相乗りに努める。

表 3.4-14(2)　工事中の環境配慮方針

環境要素	区分	内容	実施方法
振動	建設機械の稼働	低振動型建設機械の使用	建設機械は、低振動型のものを使用し、工法にも留意する。
		建設機械の効率的利用	工事工程等を検討し、建設機械の集中稼働を避け、建設機械の効率的利用に努める。
		建設機械の整備、点検の徹底	建設機械の整備、点検を徹底する。
	工事用車両の運行	集落周辺道路においての速度留意	工事用車両の走行に際し、集落周辺道路においては速度に留意して走行する。
		工事用車両台数の平準化	工事工程等を検討し、工事用車両の台数が平準化するように努める。
		低公害車両の使用	工事用車両は、可能な限り低公害車両の使用に努める。
		アイドリングストップ、エコドライブ	不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。
		通勤車両の相乗り	工事関係者の通勤車両台数を減らすために、通勤車両の相乗りに努める。
水質	工事の実施	仮設沈砂池の設置	工事中における雨水等による濁水を防止するため、仮設沈砂池を設置して、一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に放流する。
		仮設沈砂池の処理能力	仮設沈砂池は、「都市計画法に基づく開発許可申請の手引」（平成30年２月、福井県）及び「宅地開発に伴い設置される流出抑制施設の設置及び管理に関するマニュアル」（平成12年７月、建設省）に準じて十分な濁水処理能力を有するものを設置することとし、５年確率降雨強度(43㎜/時)を用い、短期集中降雨を想定した容量とする。
		仮設沈砂池の堆砂除去	堆砂容量を確保するために、定期的に仮設沈砂池の堆砂を除去する。
		造成法面の緑化	造成法面を緑化し、表土流出による濁水の発生を抑制する。
		台風や集中豪雨等の対応	台風や集中豪雨等が予想される場合には、適切に仮設沈砂池に集水できるよう対応する。
		降雨時のシート被覆	コンクリート打設面にシートによる被覆を行い、降雨に伴うアルカリ排水の流出を低減する。
		中和処理	コンクリート打設工事により発生するアルカリ排水について、環境基準内（水素イオン濃度8.5以下）に中和処理を行ったうえで排水する。
動物	掘削工事及び切土・盛土・造成工事	沈砂機能を有する調整池の設置	沈砂機能を有する調整池を設置し、一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に放流する。
		造成影響範囲の最小化	できる限り造成影響範囲を小さくする。
		仮設沈砂池の設置	工事中における雨水等による濁水を防止するため、仮設沈砂池を設置して、一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に放流する。
		仮設沈砂池の処理能力	仮設沈砂池は、「都市計画法に基づく開発許可申請の手引」（平成30年２月、福井県）及び「宅地開発に伴い設置される流出抑制施設の設置及び管理に関するマニュアル」（平成12年７月、建設省）に準じて十分な濁水処理能力を有するものを設置する。
		仮設沈砂池の堆砂除去	堆砂容量を確保するために、定期的に仮設沈砂池の堆砂を除去する。
		台風や集中豪雨等の対応	台風や集中豪雨等が予想される場合には、適切に仮設沈砂池に集水できるよう対応する。

表 3.4-14(3)　工事中の環境配慮方針

環境要素	区分	内容	実施方法
植物	掘削工事及び切土・盛土・造成工事	沈砂機能を有する調整池の設置	沈砂機能を有する調整池を設置し、一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に放流する。
		造成影響範囲の最小化	できる限り造成影響範囲を小さくする。
		仮設沈砂池の設置	工事中における雨水等による濁水を防止するため、仮設沈砂池を設置して、一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に放流する。
		仮設沈砂池の処理能力	仮設沈砂池は、「都市計画法に基づく開発許可申請の手引」（平成30年２月、福井県）及び「宅地開発に伴い設置される流出抑制施設の設置及び管理に関するマニュアル」（平成12年７月、建設省）に準じて十分な濁水処理能力を有するものを設置する。
		仮設沈砂池の堆砂除去	堆砂容量を確保するために、定期的に仮設沈砂池の堆砂を除去する。
生態系	掘削工事及び切土・盛土・造成工事	沈砂機能を有する調整池の設置	沈砂機能を有する調整池を設置し、一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に放流する。
		造成影響範囲の最小化	できる限り造成影響範囲を小さくする。
		仮設沈砂池の設置	工事中における雨水等による濁水を防止するため、仮設沈砂池を設置して、一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に放流する。
		仮設沈砂池の処理能力	仮設沈砂池は、「都市計画法に基づく開発許可申請の手引」（平成30年２月、福井県）及び「宅地開発に伴い設置される流出抑制施設の設置及び管理に関するマニュアル」（平成12年７月、建設省）に準じて十分な濁水処理能力を有するものを設置する。
		仮設沈砂池の堆砂除去	堆砂容量を確保するために、定期的に仮設沈砂池の堆砂を除去する。
人と自然との触れ合いの活動の場	建設機械の稼働、掘削工事及び切土・盛土・造成工事	建設機械の効率的利用	工事工程等を検討し、建設機械の集中稼働を避け、建設機械の効率的利用に努める。
		排ガス対策型、低騒音型・低振動型建設機械の使用	建設機械は、排ガス対策型や低騒音型・低振動型のものを使用し、工法にも留意する。
		防音パネルや防音シート等による防音対策	工事区域の周囲に、防音パネルや防音シート等による、防音対策を行う。
		その他、大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭の各種環境配慮方針の実施	その他、大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭の項に示した各種環境配慮方針を実施する。
廃棄物等	工事の実施（掘削工事及び切土・盛土・造成工事）	発生土の再利用	発生土は、盛土や埋戻しなどにより、できる限り再利用する計画とし、残土の発生を抑制する。
		残土の汚染状況把握	残土は、重金属類等の汚染状況を把握するとともに適切な処分先を確保する。
		廃棄物の分別排出の徹底	廃棄物の分別排出を徹底し、金属くずについては有効利用する。
		廃棄物の再資源化	廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を受けた業者等に委託し、できる限り再資源化を行う。
		再資源化が困難な廃棄物の適正処理	再資源化が困難な廃棄物を最終処分する場合は、安定型最終処分場で処分すべき品目及び管理型最終処分場で処分すべき品目を分別して適切に処分する。

3.4.12 造成計画

(1) 伐採面積

本事業に伴う樹木の伐採面積は表 3.4-15に示すとおり計画している。

特に北側の切土部分については、できる限り造成影響範囲を小さくし、既存林の残置に努める。

表 3.4-15　伐採面積

区分	伐採面積（m^2）
自然植生又は二次林	12,060
法面植栽	8,830
公園植栽	11,610

(2) 切盛土の区域・面積・土量

切盛土の面積及び土量は表 3.4-16に、切盛土の区域は図 3.4-13に示すとおりである。

切土面積は約19,010m^2、盛土面積は約10,200m^2となる。対象事業実施区域の北側一部を切土で造成し、南側一部を擁壁と盛土で造成することにより、現施設とほぼ同じ地盤高の平坦地を中心部に確保する。

土量については、盛土の構築にあたってはできる限り建設発生土を流用する。ただし、擁壁裏込部に良質土が必要となるため、一部に購入砕石を使用する計画であり、これを踏まえると21,500m^3の残土が発生すると想定している。

なお、流用可能な良質土の土量が想定より多かった場合には、残土量のさらなる縮減が可能となる。

表 3.4-16　切盛土の面積及び土量

区分		面積（m^2）	土量（m^3）
切土（①）		19,010	79,500
盛土		10,200	79,200
	流用土（②）	－	52,200
	購入砕石	－	27,000
残土（①－②/0.9）注		－	21,500

注：土量変化率（締固め率C＝0.9）を考慮。

(3) 切盛土施工計画

切盛土の計画断面図は図 3.4-14に示すとおりである。

切土高は最大で約29mとし、小段を設け、法面の浸食防止のため小段排水溝及び縦排水溝を設置する。また、植生マット及び木本類により切土法面を保護する計画である。

盛土擁壁は２段とする。また、植生シート及び木本類により盛土法面を保護する計画である。

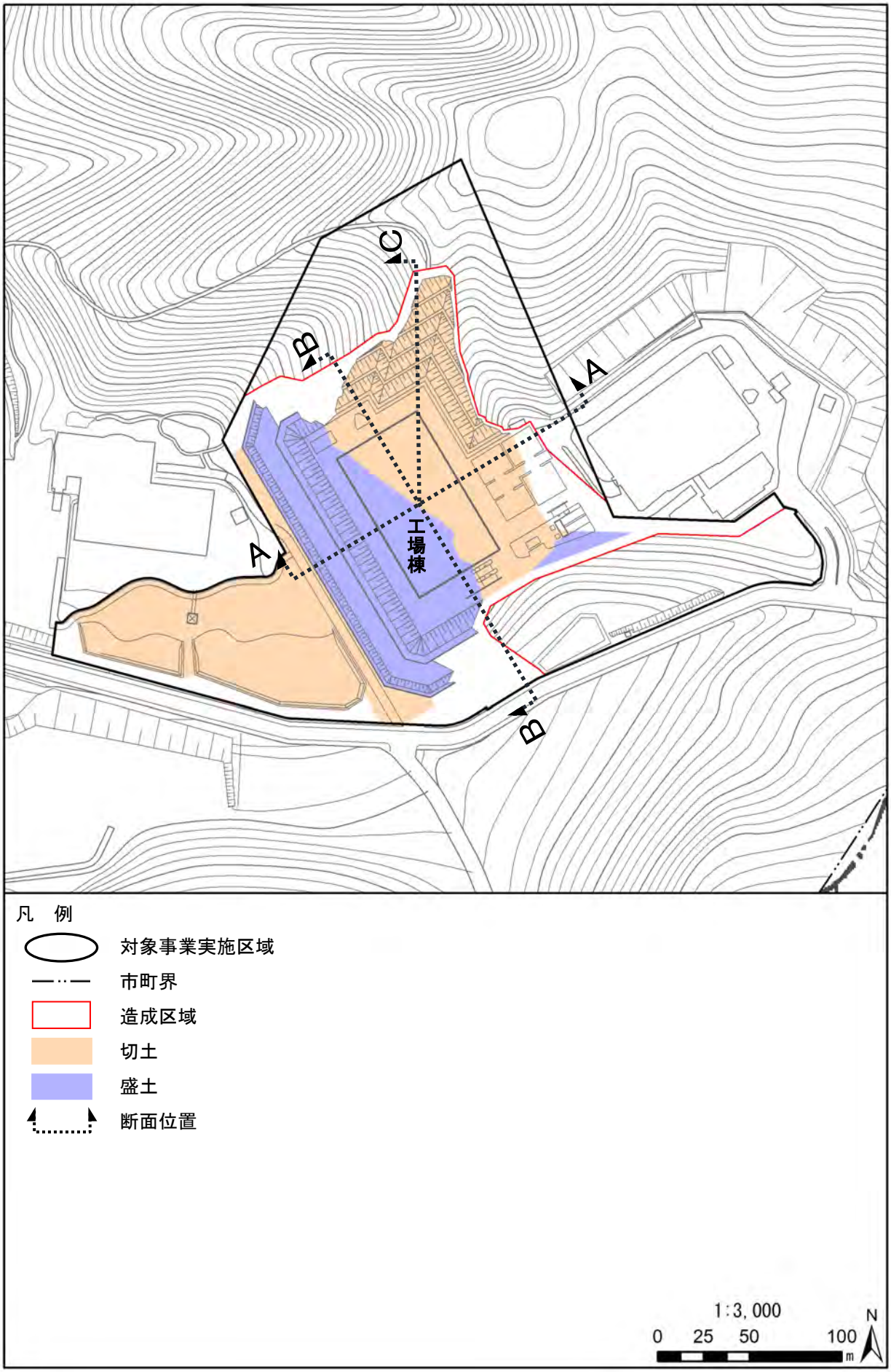

図 3.4-13　切盛土区域図

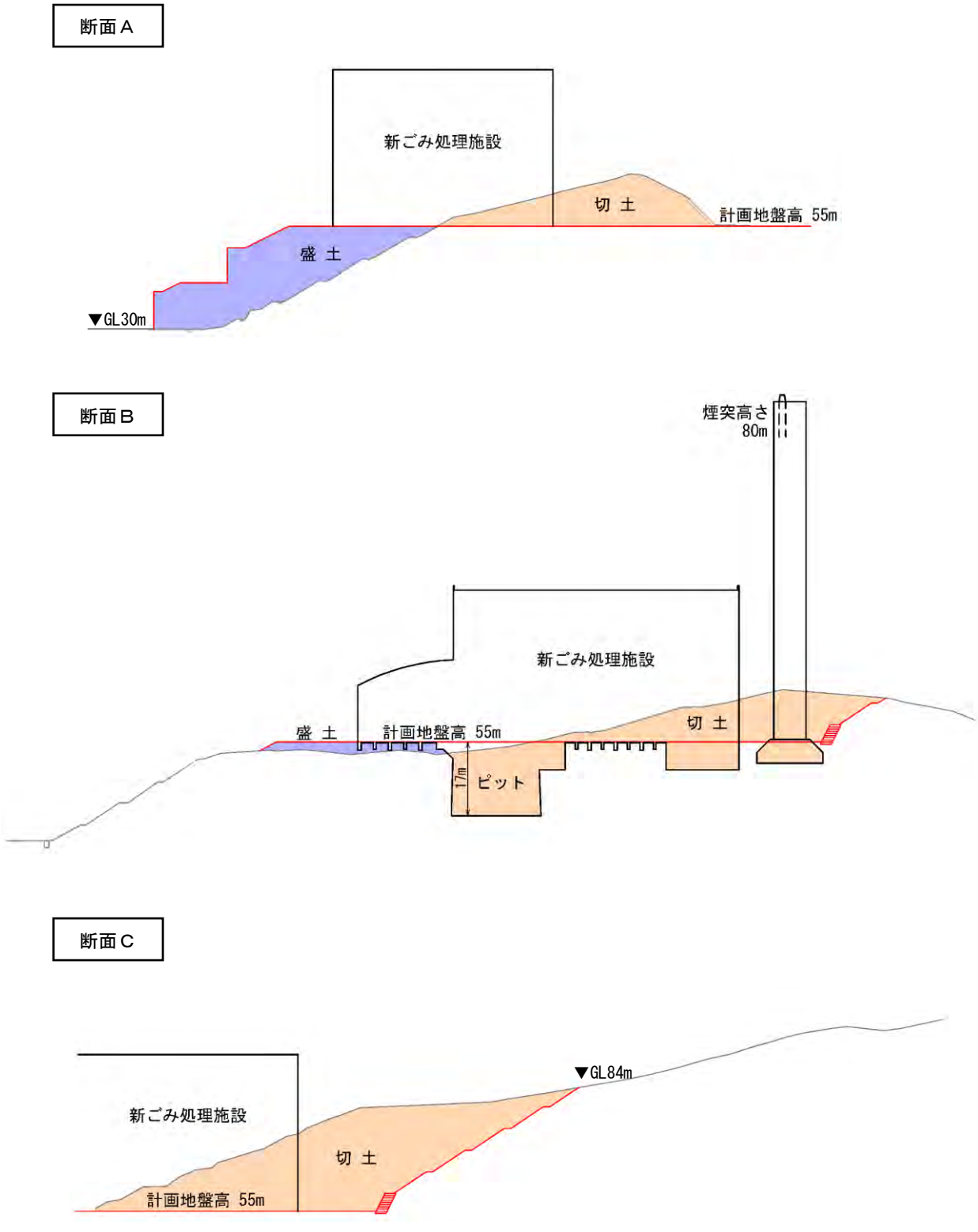

図 3.4-14　切盛土の計画断面図

【参考】

既存のごみ処理施設は、表 3.4-17及び図 3.4-15に示すとおりである。

表 3.4-17　市のごみ処理施設の概要

項目	①	②		③	
	福井市 クリーンセンター	福井坂井地区広域市町村圏 事務組合清掃センター		鯖江広域衛生施設組合 鯖江クリーンセンター	
	ごみ処理施設 （焼却施設）	ごみ処理施設 （焼却施設）	粗大ごみ 処理施設	ごみ処理施設 （焼却施設）	粗大ごみ 処理施設
所在地	福井市寮町 50号41番地	あわら市笹岡 33号３番地の１		鯖江市西番町 15号11番地	
敷地面積	14,100㎡	20,200㎡		22,300㎡	
建築面積	5,204㎡	14,243㎡		3,304㎡	2,533㎡
建設年月	平成３年３月	平成７年９月		昭和61年４月	平成５年４月
処理能力	345t/日	222t/日	90t/５時間	120t/16時間	50t/５時間
基数	115t/日×３基	74t/日×３基	１基	60t/16時間× ２基	１基
型式	全連続燃焼式 流動床炉	全連続燃焼式 ストーカ炉	回転式 破砕機	准連続燃焼式 流動床炉	回転式 破砕機

出典：「新ごみ処理施設整備基本構想」（平成29年３月　福井市）をもとに作成

出典：「新ごみ処理施設整備基本構想」（平成29年３月　福井市）

図 3.4-15　既存施設位置図